

京都市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第144号

京都市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市文化会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

円	円
6,100	6,710
370	400
2,000	2,200
1,500	1,650
730	800
370	400
370	400
130	140
730	800
1,300	1,430
250	280
610	670
250	280
130	140
130	140
4,900	5,390
490	540

9,700
1,600
1,600
3,200
610
1,300
1,600
1,600
730
730
730
730
3,700
2,500
6,100
4,800
1,600
1時間以内につき10,900円
1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに1,820円を加えた額

10,670
1,760
1,760
3,520
670
1,430
1,760
1,760
800
800
800
800
4,070
2,750
6,710
5,280
1,760
1時間以内につき11,990円
1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに2,000円を加えた額

別表備考以外の部分中

を

7,900
1,900
2,500
1,300
1,300
490
370
2,500
1,300
1,300
1,300
250
6,100
18,200
11,000
5,500
2,200
100
100
300
150
150
150
300

8,690
2,090
2,750
1,430
1,430
540
400
2,750
1,430
1,430
1,430
280
6,710
20,020
12,100
6,050
2,420
110
110
330
170
170
170
330

500
500
1,300
130
2,600
1,300

550
550
1,430
140
2,860
1,430

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局文化部文化課)